

# 保険年齢早見表 (令和7年1月1日更新時)

各制度の保険料を確認する際は以下の保険年齢を参照ください。

保険年齢	生年月日
0歳	令和 6年7月2日～令和 7年1月1日
1歳	令和 5年7月2日～令和 6年7月1日
2歳	令和 4年7月2日～令和 5年7月1日
3歳	令和 3年7月2日～令和 4年7月1日
4歳	令和 2年7月2日～令和 3年7月1日
5歳	令和 1年7月2日～令和 2年7月1日
6歳	平成30年7月2日～令和 1年7月1日
7歳	平成29年7月2日～平成30年7月1日
8歳	平成28年7月2日～平成29年7月1日
9歳	平成27年7月2日～平成28年7月1日
10歳	平成26年7月2日～平成27年7月1日
11歳	平成25年7月2日～平成26年7月1日
12歳	平成24年7月2日～平成25年7月1日
13歳	平成23年7月2日～平成24年7月1日
14歳	平成22年7月2日～平成23年7月1日
15歳	平成21年7月2日～平成22年7月1日
16歳	平成20年7月2日～平成21年7月1日
17歳	平成19年7月2日～平成20年7月1日
18歳	平成18年7月2日～平成19年7月1日
19歳	平成17年7月2日～平成18年7月1日
20歳	平成16年7月2日～平成17年7月1日
21歳	平成15年7月2日～平成16年7月1日
22歳	平成14年7月2日～平成15年7月1日
23歳	平成13年7月2日～平成14年7月1日
24歳	平成12年7月2日～平成13年7月1日
25歳	平成11年7月2日～平成12年7月1日
26歳	平成10年7月2日～平成11年7月1日
27歳	平成 9年7月2日～平成10年7月1日
28歳	平成 8年7月2日～平成 9年7月1日
29歳	平成 7年7月2日～平成 8年7月1日
30歳	平成 6年7月2日～平成 7年7月1日

保険年齢	生年月日
31歳	平成 5年7月2日～平成 6年7月1日
32歳	平成 4年7月2日～平成 5年7月1日
33歳	平成 3年7月2日～平成 4年7月1日
34歳	平成 2年7月2日～平成 3年7月1日
35歳	平成 1年7月2日～平成 2年7月1日
36歳	昭和63年7月2日～平成 1年7月1日
37歳	昭和62年7月2日～昭和63年7月1日
38歳	昭和61年7月2日～昭和62年7月1日
39歳	昭和60年7月2日～昭和61年7月1日
40歳	昭和59年7月2日～昭和60年7月1日
41歳	昭和58年7月2日～昭和59年7月1日
42歳	昭和57年7月2日～昭和58年7月1日
43歳	昭和56年7月2日～昭和57年7月1日
44歳	昭和55年7月2日～昭和56年7月1日
45歳	昭和54年7月2日～昭和55年7月1日
46歳	昭和53年7月2日～昭和54年7月1日
47歳	昭和52年7月2日～昭和53年7月1日
48歳	昭和51年7月2日～昭和52年7月1日
49歳	昭和50年7月2日～昭和51年7月1日
50歳	昭和49年7月2日～昭和50年7月1日
51歳	昭和48年7月2日～昭和49年7月1日
52歳	昭和47年7月2日～昭和48年7月1日
53歳	昭和46年7月2日～昭和47年7月1日
54歳	昭和45年7月2日～昭和46年7月1日
55歳	昭和44年7月2日～昭和45年7月1日
56歳	昭和43年7月2日～昭和44年7月1日
57歳	昭和42年7月2日～昭和43年7月1日
58歳	昭和41年7月2日～昭和42年7月1日
59歳	昭和40年7月2日～昭和41年7月1日
60歳	昭和39年7月2日～昭和40年7月1日

# 共済生活保険

7Lプラン

7Lプランサポート

医療費支援制度

入院援助金

傷害補償制度

入院保障プラン

重病克服支援制度

退職後継続保障制度

長期療養収入補償制度

介護一時金制度

※今回は上記5制度のご案内になります。

7Lプラン(半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】)  
 7Lプランサポート(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)  
 医療費支援制度(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)  
 入院援助金(家族特約付短期入院特約付医療保障保険【団体型】【生命保険】)  
 入院保障プラン(代理請求特約【Y】付集団無配当医療保険【生命保険】)  
 重病克服支援制度(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当特定疾病保障定期保険【II型】【生命保険】)  
 退職後継続保障制度(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団無配当定期保険【II型】【生命保険】)  
 傷害補償制度(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険【損害保険】)  
 長期療養収入補償制度(天災補償特約付精神障害補償特約付妊娠に伴う身体障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)  
 介護一時金制度(介護特約・親介護特約付医療保険【損害保険】)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、現在の就業状況や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。また、同時に加入される配偶者さまがいる場合には、配偶者さまの告知内容をご確認ください。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。また、保険料についてもお返しできないことがありますのでご了承ください。全ての所属所に訪問できないことがありますので、予めご了承ください。

## 7Lプラン・7Lプランサポート

### 5つの特長

- 特長 1 団体契約なので保険料がお手頃**

**特長 2 給与天引きで便利**

**特長 3 手続きカンタン便利**

**特長 4 毎年内容を見直せて無駄がない**

**特長 5 年一回の配当金が返ってくる**  
(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は令和7年12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP31～P35に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

責任開始期 (加入日) **令和7年8月1日**
申込締切日 **令和7年4月21日**

制度内容、ご請求に関するお問い合わせ先

## 埼玉県市町村職員共済組合

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号 048-822-3305(福祉課)

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】  
 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部

**03-5289-7590**(委託保険会社・取扱代理店)  
 受付時間 9:00～17:00まで(土日祝日除く)

7Lプラン  
7Lプランサポート  
医療費支援制度  
入院援助金  
傷害補償制度  
ご請求の流れについて  
契約概要・注意喚起情報



## 意向確認(ご加入前のご確認)

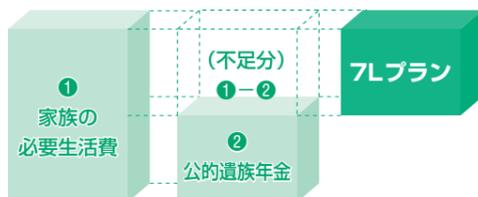
7Lプランは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 制度の特長

- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします**
- **配当金の還付**  
1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じれば配当金としてお支払いします。  
ただし、今回は令和7年12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。
- **必要な期間 必要な金額 確実に**  
公的遺族年金の補完制度として年金形式で支払われ、残された家族の生活を長期にわたりサポートします。
- **お手頃な保険料で大きな保障**  
団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなるほど保険料がお手頃になります。



万一(死亡)の場合に  
不足する生活費を  
補うための制度です。



### 制度のしくみ



#### 剰余金

※7Lプラン・7Lプランサポート・入院援助金とも1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は(保険期間満了時まで1年以上加入の場合)、配当金としてお返しする仕組みとなっています。ただし、今回は12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。医療費支援制度、傷害補償制度に配当金はありません。

### 加入資格

- 本人**………埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方  
(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)
- 配偶者**………本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方  
(継続の場合は満70歳6ヵ月までの方)

告知内容	本人 [現在の就業状態] 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	配偶者 [現在の健康状態]	本人・配偶者共通 [過去12ヵ月以内の健康状態] 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取り扱いできません。

## 7Lプラン 受取額一覧

コース名	受取期間	平均年金月額	受取総額	年金原資
S	30年	約14.6万円	約5,277万円	4,500万円
G	25年	約15.1万円	約4,544万円	4,000万円
H	25年	約13.2万円	約3,976万円	3,500万円
J	25年	約11.3万円	約3,408万円	3,000万円
K	20年	約11.4万円	約2,755万円	2,500万円
L	20年	約9.1万円	約2,204万円	2,000万円
M	15年	約8.9万円	約1,605万円	1,500万円
N	10年	約8.6万円	約1,040万円	1,000万円
C	10年	約6.9万円	約832万円	800万円
Y	5年	約3.3万円	約202万円	200万円
Z	5年	約1.6万円	約101万円	100万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引当会社が定める基礎率および引当金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。



## 7Lプラン 保険料一覧

単位：円

組合員年齢	Sコース		Gコース	
	男性	女性	男性	女性
	月額保険料		月額保険料	
16歳～35歳	3,015	1,980	2,680	1,760
36歳～40歳	3,825	3,285	3,400	2,920
41歳～45歳	5,175	3,960	4,600	3,520
46歳～50歳	7,560	5,760	6,720	5,120
51歳～55歳	11,520	8,055	10,240	7,160
56歳～60歳	17,505	10,710	15,560	9,520
61歳～65歳	27,405	14,535	24,360	12,920
66歳～70歳	40,635	19,620	36,120	17,440

単位：円

組合員年齢	Hコース		Jコース	
	男性	女性	男性	女性
	月額保険料		月額保険料	
16歳～35歳	2,345	1,540	2,010	1,320
36歳～40歳	2,975	2,555	2,550	2,190
41歳～45歳	4,025	3,080	3,450	2,640
46歳～50歳	5,880	4,480	5,040	3,840
51歳～55歳	8,960	6,265	7,680	5,370
56歳～60歳	13,615	8,330	11,670	7,140
61歳～65歳	21,315	11,305	18,270	9,690
66歳～70歳	31,605	15,260	27,090	13,080

単位：円

組合員年齢	Kコース		Lコース	
	男性	女性	男性	女性
	月額保険料		月額保険料	
16歳～35歳	1,675	1,100	1,340	880
36歳～40歳	2,125	1,825	1,700	1,460
41歳～45歳	2,875	2,200	2,300	1,760
46歳～50歳	4,200	3,200	3,360	2,560
51歳～55歳	6,400	4,475	5,120	3,580
56歳～60歳	9,725	5,950	7,780	4,760
61歳～65歳	15,225	8,075	12,180	6,460
66歳～70歳	22,575	10,900	18,060	8,720

単位：円

組合員年齢	Mコース		Nコース	
	男性	女性	男性	女性
	月額保険料		月額保険料	
16歳～35歳	1,005	660	670	440
36歳～40歳	1,275	1,095	850	730
41歳～45歳	1,725	1,320	1,150	880
46歳～50歳	2,520	1,920	1,680	1,280
51歳～55歳	3,840	2,685	2,560	1,790
56歳～60歳	5,835	3,570	3,890	2,380
61歳～65歳	9,135	4,845	6,090	3,230
66歳～70歳	13,545	6,540	9,030	4,360

単位：円

組合員年齢	Cコース		Yコース		Zコース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	月額保険料		月額保険料		月額保険料	
16歳～35歳	536	352	134	88	67	44
36歳～40歳	680	584	170	146	85	73
41歳～45歳	920	704	230	176	115	88
46歳～50歳	1,344	1,024	336	256	168	128
51歳～55歳	2,048	1,432	512	358	256	179
56歳～60歳	3,112	1,904	778	476	389	238
61歳～65歳	4,872	2,584	1,218	646	609	323
66歳～70歳	7,224	3,488	1,806	872	903	436

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢25歳=令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載の保険料は正規保険料です。

※記載の保険料は令和7年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。(本人の7Lプランの加入が必要です。)

## 受取額一覧

加入対象区分	コース名	受取期間	平均年金月額	受取総額	年金原資	
配偶者	15年受取コース	15年	約7.1万円	約1,284万円	1,200万円	
	10年受取コース	10年	約8.6万円	約1,040万円	1,000万円	
		800万円	10年	約6.9万円	約832万円	800万円
	5年受取コース	480万円	5年	約8.0万円	約485万円	480万円
		200万円	5年	約3.3万円	約202万円	200万円
		100万円	5年	約1.6万円	約101万円	100万円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※本人が7LプランでYコースに加入している場合、配偶者は200万円・100万円コースのみのお取扱いとなります。  
 ※本人が7LプランでZコースに加入している場合、配偶者は100万円コースのみのお取扱いとなります。

## 保険料一覧

単位：円

加入対象区分	コース名	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	
配偶者	15年受取コース	1,200万円 男性	804	1,020	1,380	2,016	3,072	4,668	7,308	10,836
		1,200万円 女性	528	876	1,056	1,536	2,148	2,856	3,876	5,232
	10年受取コース	1,000万円 男性	670	850	1,150	1,680	2,560	3,890	6,090	9,030
		1,000万円 女性	440	730	880	1,280	1,790	2,380	3,230	4,360
	800万円	800万円 男性	536	680	920	1,344	2,048	3,112	4,872	7,224
		800万円 女性	352	584	704	1,024	1,432	1,904	2,584	3,488
	480万円	480万円 男性	322	408	552	806	1,229	1,867	2,923	4,334
		480万円 女性	211	350	422	614	859	1,142	1,550	2,093
	200万円	200万円 男性	134	170	230	336	512	778	1,218	1,806
		200万円 女性	88	146	176	256	358	476	646	872
	100万円	100万円 男性	67	85	115	168	256	389	609	903
		100万円 女性	44	73	88	128	179	238	323	436

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢25歳=令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は令和7年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わりもしくは廃止となることがあります。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。

高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※記載の保険料は正規保険料です。



(年金払特約付新・団体定期保険[生命保険])

加入対象者



## 意向確認(ご加入前のご確認)

7Lプランサポートは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

※7Lプランサポートへのご加入は7Lプランへのご加入が条件です。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。(配偶者の7Lプランへの加入が必要です。)

## 制度の特長① 受取パターンの拡充

- ・死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします
- ・7Lプランに加え生活復興資金(一時金)が受け取れます。
- ・7Lプランとセットで最長35年間年金形式で受け取れます。
- ・配当金の還付 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じれば配当金としてお支払いします。ただし、今回は令和7年12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。

## 制度の特長② 退職後の充実

80歳まで継続できます。



## プラン加入例

〈25歳 男性 7Lプラン Lコース、7Lプランサポート 5口(1,000万円コース) 加入〉

一時金型の場合

7Lプランサポートより



月額保険料 760円

+

7Lプランより



月額保険料 1,340円

合計月額保険料 2,100円

7Lプランと合わせて生活復興資金の確保が可能となりました!!



〈25歳 女性 7Lプラン Lコース、7Lプランサポート 5口(1,000万円コース) 加入〉

受取期間延長型の場合

(記載の年金額は7Lプランを5年間据え置いて受け取る場合で計算していますので、即時受け取る場合の年金額とは異なります。)

7Lプランサポートより



月額保険料 490円

7Lプランより



月額保険料 880円

合計月額保険料 1,370円

7Lプランと合わせて25年間の受取りが可能です!!



※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢25歳=令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は正規保険料です。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

# 保障内容と保険料

## 保障内容

加入対象区分	コース名	一時金で受取った場合	年金形式で受取った場合の受取額		
		年金原資 死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	平均年金月額	受取期間	年金受取総額
本人	7口(1,400万円コース)	1,400万円	約 23.5万円	5年	約 1,414万円
	6口(1,200万円コース)	1,200万円	約 20.2万円		約 1,212万円
	5口(1,000万円コース)	1,000万円	約 16.8万円		約 1,010万円
	4口(800万円コース)	800万円	約 13.4万円		約 808万円
	3口(600万円コース)	600万円	約 10.1万円		約 606万円
	2口(400万円コース)	400万円	約 6.7万円		約 404万円
	1口(200万円コース)	200万円	約 3.3万円		約 202万円
配偶者	1口(200万円コース)	200万円	約 3.3万円	5年	約 202万円

## 本人

### 月額保険料一覧

#### 7口(1,400万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	1,064円	686円
36歳～40歳	1,358円	1,162円
41歳～45歳	1,848円	1,400円
46歳～50歳	2,716円	2,058円
51歳～55歳	4,172円	2,912円
56歳～60歳	6,370円	3,878円
61歳～65歳	9,982円	5,278円
66歳～70歳	14,826円	7,140円

#### 6口(1,200万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	912円	588円
36歳～40歳	1,164円	996円
41歳～45歳	1,584円	1,200円
46歳～50歳	2,328円	1,764円
51歳～55歳	3,576円	2,496円
56歳～60歳	5,460円	3,324円
61歳～65歳	8,556円	4,524円
66歳～70歳	12,708円	6,120円

#### 5口(1,000万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	760円	490円
36歳～40歳	970円	830円
41歳～45歳	1,320円	1,000円
46歳～50歳	1,940円	1,470円
51歳～55歳	2,980円	2,080円
56歳～60歳	4,550円	2,770円
61歳～65歳	7,130円	3,770円
66歳～70歳	10,590円	5,100円

#### 4口(800万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	608円	392円
36歳～40歳	776円	664円
41歳～45歳	1,056円	800円
46歳～50歳	1,552円	1,176円
51歳～55歳	2,384円	1,664円
56歳～60歳	3,640円	2,216円
61歳～65歳	5,704円	3,016円
66歳～70歳	8,472円	4,080円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢25歳＝令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※記載の保険料は正規保険料です。

#### 3口(600万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	456円	294円
36歳～40歳	582円	498円
41歳～45歳	792円	600円
46歳～50歳	1,164円	882円
51歳～55歳	1,788円	1,248円
56歳～60歳	2,730円	1,662円
61歳～65歳	4,278円	2,262円
66歳～70歳	6,354円	3,060円

#### 2口(400万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	304円	196円
36歳～40歳	388円	332円
41歳～45歳	528円	400円
46歳～50歳	776円	588円
51歳～55歳	1,192円	832円
56歳～60歳	1,820円	1,108円
61歳～65歳	2,852円	1,508円
66歳～70歳	4,236円	2,040円

#### 1口(200万円コース)

組合員年齢	男性	女性
16歳～35歳	152円	98円
36歳～40歳	194円	166円
41歳～45歳	264円	200円
46歳～50歳	388円	294円
51歳～55歳	596円	416円
56歳～60歳	910円	554円
61歳～65歳	1,426円	754円
66歳～70歳	2,118円	1,020円

## 配偶者

#### 1口(200万円コース)

年齢	男性	女性
18歳～35歳	152円	98円
36歳～40歳	194円	166円
41歳～45歳	264円	200円
46歳～50歳	388円	294円
51歳～55歳	596円	416円
56歳～60歳	910円	554円
61歳～65歳	1,426円	754円
66歳～70歳	2,118円	1,020円

## 加入資格

**本人**……………7プランに加入している埼玉県市町村職員共済組合の組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方）

**配偶者**……………本人の配偶者（7プランに加入している配偶者）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方（継続の場合は満80歳6ヵ月までの方）

告知内容	<b>本人</b> 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
	<b>配偶者</b> 【現在の健康状態】	<b>本人・配偶者共通</b> 【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
<b>別表</b>	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病	

告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

# 医療費支援制度

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付)  
無配当団体医療保険[生命保険]

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

※配偶者のみの加入はできません(組合員本人の加入が条件です)。

## 制度の特長

- 病気やケガで入院した場合、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。
- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。

対象となる先進医療については、P19、22をご確認ください。

## 保障内容

【加入対象区分:本人・配偶者】基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約  
支援給付金額(コース)：本人・配偶者：5万円・2.5万円

加入対象区分	コース名	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回)	入院を伴わない手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上)	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象)
		<治療支援給付特約> 【入院支援給付金】	<治療支援給付特約> 【外来手術給付金】	<治療支援給付特約> 【外来放射線治療給付金】	<先進医療給付特約> 【先進医療給付金】
本人・配偶者	5万円コース	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。

※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はあ

りません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

## 月額保険料

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

(単位:円)

加入対象区分	支援給付金額(コース)	性別	月額保険料										
			15~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~69歳
本人 配偶者	5万円コース	男性	335	290	298	320	392	479	622	803	1,090	1,467	1,701
		女性	271	384	528	592	581	565	618	697	822	1,018	1,282
	2.5万円コース	男性	191	168	172	183	218	262	334	424	568	756	873
		女性	158	215	286	319	313	305	332	372	433	532	664

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢25歳=令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は正規保険料です。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者の加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者は同時に特約から脱退となります。

※いずれかの金額(コース)を選んでください。

※記載の保険料は令和7年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わりもしくは廃止となることがあります。

## 加入資格

本人……………埼玉県市町村職員共済組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。

配偶者……………本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満18歳以上、満69歳6ヵ月までの方

告知内容	本人	配偶者
【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめては来ていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内の健康状態	③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめては来ていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

# 入院援助金

(家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型))

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

入院援助金は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- ※入院援助金へのご加入は7Lプランへのご加入が条件です。
- ※配偶者のみの加入はできません。必ず本人とセットでご加入ください。

## 制度の特長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には、配当金としてお支払いいたします。ただし今回は5ヵ月で収支計算を行ないます。

## 保障内容

病気やケガによる継続した2日以上入院をした場合、1日目から保障



- ※入院給付金日額+死亡時(遺族見舞金(死亡保険金))10万円
- ※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
- ※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者の死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

## 月額保険料

加入対象区分	コース	16歳~19歳	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~59歳	60歳~64歳	65歳
本人	3,000円	638円	805円	922円	967円	966円	1,065円	1,223円	1,555円	2,004円	2,729円	3,926円
		配偶者	638円	805円	922円	967円	966円	1,065円	1,223円	1,555円	2,004円	2,729円
本人	5,000円	1,044円	1,323円	1,518円	1,593円	1,590円	1,751円	2,009円	2,553円	3,282円	4,459円	6,404円
		配偶者	1,044円	1,323円	1,518円	1,593円	1,590円	1,751円	2,009円	2,553円	3,282円	4,459円
本人	10,000円	2,059円	2,618円	3,008円	3,158円	3,150円	3,466円	3,974円	5,048円	6,477円	8,784円	12,599円
		配偶者	2,059円	2,618円	3,008円	3,158円	3,150円	3,466円	3,974円	5,048円	6,477円	8,784円

- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢25歳=令和7年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※配偶者の加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

- ※本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者の死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
- ※記載の保険料は正規保険料です。

## 加入資格

- 本人……………7Lプランに加入している埼玉県市町村職員共済組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方。
- 配偶者……………本人の配偶者(7Lプランに加入している配偶者)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方

告知内容	本人	配偶者
【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。	申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。	本人・配偶者共通 【過去3ヵ月以内の健康状態】	③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

7Lプラン

7Lプランサポート

医療費支援制度

入院援助金

傷害補償制度

ご請求の流れについて

契約概要・注意喚起情報

# 傷害補償制度

熱中症補償特約付食中毒補償特約付  
天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付  
賠償責任補償特約付普通傷害保険

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

傷害補償制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

※配偶者のみの加入はできません(組合員本人の加入が条件です)。

## 制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。



車にはねられてケガをした



料理中にケガをした



階段から転倒してねんざした



自転車で通行人にケガをさせた(仕事上の事故を除く)



買物中子どもが誤って高価な陶磁器を破損した

## 補償内容と月額保険料

本人

補償項目		D1コース	C1コース	B1コース	A1コース
傷害	入院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
	手術保険金(状況により)	1.5・3万円	3・6万円	4.5・9万円	6・12万円
	通院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日限度)	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円
賠償責任保険金(注)		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
月額保険料		460円	870円	1,280円	1,690円

配偶者

補償項目		D2コース	C2コース	B2コース	A2コース
傷害	入院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
	手術保険金(状況により)	1.5・3万円	3・6万円	4.5・9万円	6・12万円
	通院保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日限度)	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円
月額保険料		410円	820円	1,230円	1,640円

(注) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)  
・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族  
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。  
また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*記載の保険料は、確定保険料です。  
\*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。  
したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。  
【お取り扱いできない事項の例】  
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)  
●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など  
\*補償内容の詳細は、パンフレット26～28ページを参照願います。

## 加入資格

本人………埼玉県市町村職員共済組合の組合員で、令和7年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方。  
配偶者………本人の配偶者で、令和7年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方。

告知内容	なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※本人が脱退した場合、配偶者は同時に脱退となります。  
今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。  
・既に本制度にご加入している方(配偶者を含みます)の、コース(保険金額)変更  
・既に本制度にご加入している方の、配偶者の追加加入

7Lプラン・7Lプランサポート	
保険期間	5ヵ月間(令和7年8月1日～令和7年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
保険料の払込み	保険料は毎月の給与から控除します。(初回は7月分から) ※保険料は、前払いとなります。従って、7月給与控除分は8月分の保険料となります。(新規加入については、7月の給与控除から反映されますが、保障は8月1日からになります。)
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> <li>●高度障害保険金は非課税です。</li> <li>●本人の年金原資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、 ●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 <math display="block">\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}</math> なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</li> </ul>
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえご提出ください。
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額(同コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
年金払特約	<p>1 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(7Lプランは逓増型確定年金・7Lプランサポートは、定額型確定年金です。) ●逓増型確定年金の基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利7%)</p> <p>2 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。</p> <p>5 年金払の対象となる保険金 ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。但し、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</p>

保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>高度障害状態に関する補足説明</p> <p>1. 眼の障害(視力障害)</p> <p>(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p> <p>2. 言語またはそしゃくの障害</p> <p>(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p> <p>3. 上・下肢の障害</p> <p>「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>
	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>	
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <p>1. 死亡保険金について</p> <p>①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</p> <p>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p> <p>2. 高度障害保険金について</p> <p>①被保険者の故意によるとき</p> <p>②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>		

<b>保険会社からの お願い・ご注意</b>	<p>&lt;保険金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。</li> <li>●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたとときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</li> </ul>
<b>配 当 金</b>	<p>この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は運営事務費を除き配当金としてお返しします。</p> <p>ただし、今回は令和7年12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。</p> <p>なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</p>

※この制度は生命保険会社と締結した半年払保険料併用特約付年金払特約付こども特約付新・団体定期保険契約および年金払特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

**引受会社 明治安田生命保険相互会社**

公法人第三部法人営業第二部  
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F  
TEL 03-5289-7590

MY-A-25-団-002407 MY-A-25-団-002408

<b>医療費支援制度</b>																	
<b>保 険 期 間</b>	5ヵ月（令和7年8月1日～令和7年12月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。																
<b>保 険 料 の 払 込 み</b>	保険料は毎月の給与から控除します。（初回は7月分から） ※保険料は、前払いとなります。従って、7月給与控除分は8月分の保険料となります。（新規加入については、7月の給与控除から反映されますが、保障開始は8月1日からになります。）																
<b>税 法 上 の 取 扱 い</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金は非課税です。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</li> </ul>																
<b>申 込 方 法</b>	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえご提出ください。（申込書は7Lプラン申込書と併用です。）																
<b>継 続 加 入 の 取 扱 い</b>	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ給付金額（同コース）以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。																
<b>配 当 金</b>	この保険には配当金はありません。																
<b>給 付 内 容</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給付種類</th> <th style="width: 40%;">給付事由</th> <th style="width: 40%;">給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院支援給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき</td> <td>入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 （1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回）</td> </tr> <tr> <td>外来手術給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき （※）悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く</td> <td>手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>外来放射線治療給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき</td> <td>放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>先進医療給付金</td> <td>加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき</td> <td>先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。</p>		給付種類	給付事由	給付内容	入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 （1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回）	外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき （※）悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。	外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。	先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。
給付種類	給付事由	給付内容															
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 （1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回）															
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき （※）悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。															
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。															
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。															
<b>給 付 金 に 関 する ご 注 意</b>	<p>&lt;入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。</li> </ul>																

（次ページに続く）

給付金に関するご注意  
( 続 き )

<入院支援給付金について>

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

<外来手術給付金について>

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

<外来放射線治療給付金について>

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

<先進医療給付金について>

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
  - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乘せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

お支払いできない  
場合について  
(解除・免責等)

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後も取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき
  1. 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について
    - ①契約者の故意または重大な過失
    - ②その被保険者の故意または重大な過失
    - ③その被保険者の犯罪行為
    - ④その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
    - ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
    - ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
    - ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
    - ⑧地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
    - ⑨戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
 <入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

医療保障保険  
契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの契約内容が登録されます。

引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあつた場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあつた場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

(1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型)) (3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

<p><b>指定代理請求者について</b></p>	<p>給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> <li>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方</li> <li>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)</li> </ol> </li> </ol> <p>お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>* 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。</p> <p>* 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
<p><b>保険会社からのお願い・ご注意</b></p>	<p>&lt;給付金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。</li> <li>● 給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>● ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> <li>● 被保険者の改姓等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。</li> </ul>

※この制度は生命保険会社と締結した家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険契約に基づき運営します。  
 ※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余

金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

### 引受会社 明治安田生命保険相互会社

公法人第三部法人営業第二部  
 〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F  
 TEL 03-5289-7590

MY-A-25-団医-002410

## 別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをい

- ます。
- ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。  
 (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要

1 CD-10(2003年版準拠)に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考  
 ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。  
 ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膈部、外陰部および肛門部の中等度異形成  
 (注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含まれません。

## 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

## 別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

入院援助金

保険期間	5ヵ月間(令和7年8月1日～令和7年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。									
保険料の払込み	保険料は毎月の給与から控除します。(初回は7月分から) ※保険料は、前払いとなります。従って、7月給与控除分は8月分の保険料となります。(新規加入については、7月の給与控除から反映されますが、保障は8月1日からになります。)									
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合は。</li> <li>●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> <li>●入院給付金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</li> </ul>									
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえご提出ください。(申込書は7Lプラン申込書と併用です。)									
継続加入の取扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額(同コース)以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。									
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は運営事務費を除き配当金としてお返しします。 ただし、今回は令和7年12月末日まで継続された場合に5ヵ月で収支計算を行ないます。 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。									
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院給付金</td> <td>加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき</td> <td>入院給付金日額×入院日数をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>保険期間中に死亡したとき</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>	給付種類	給付事由	給付内容	入院給付金	加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。	死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額
給付種類	給付事由	給付内容								
入院給付金	加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。								
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額								
給付金のお支払い	<p>&lt;入院について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日以後の原因によるものとみなします。</li> <li>(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。</li> </ol> </li> </ul>									

給付金のお支払い(続き)

お支払いできない場合について(解除・免責等)

(注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設

- 入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
- 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
- 薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

<入院給付金>

- 入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 入院給付金について
  - ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
  - ②その被保険者の犯罪行為
  - ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
  - ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
  - ⑦その被保険者の薬物依存
  - ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
2. 死亡保険金について
  - ①その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
  - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

<p><b>医療保障保険 契約内容登録制度</b></p>	<p>「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。</p> <p>当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。</p> <p>医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。</p> <p>一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。</p> <p>各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。</p> <p>また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。</p> <p>当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。</p> <p><b>【登録事項】</b></p> <p>(1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))</p> <p>(3)治療給付率 (4)入院給付金日額</p> <p>(5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名</p> <p>(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)</p> <p>(7)契約日</p> <p>その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。</p> <p>※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<a href="https://www.seiho.or.jp/">https://www.seiho.or.jp/</a>)の「加盟会社」をご参照ください。</p>
<p><b>保険会社からの お願い・ご注意</b></p>	<p>&lt;給付金・保険金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。</li> <li>●給付金・保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</li> </ul>

※この制度は生命保険会社と締結した家族特約付短期入院特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者

は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

**引受会社 明治安田生命保険相互会社**

公法人第三部法人営業第二部  
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F  
TEL 03-5289-7590

<p><b>傷害補償制度</b></p>																															
<p><b>保険期間</b></p>	<p>5ヵ月間(令和7年8月1日~令和7年12月31日)で、以後、毎年1年ごとに更新します。</p>																														
<p><b>保険料の 払込み</b></p>	<p>保険料は毎月の給与から控除します。(初回は7月分から) ※保険料は、前払いとなります。従って、7月給与控除分は8月分の保険料となります。(新規加入分については、7月の給与控除から反映されますが、補償開始は8月1日からになります。)</p>																														
<p><b>申込方法</b></p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。</p>																														
<p><b>継続加入の取扱い</b></p>	<p>加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。 ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>																														
<p><b>配当金・ 解約返れい金</b></p>	<p>この制度には、配当金および解約返れい金はありません。</p>																														
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1855 646 1952 699">補償項目</th> <th data-bbox="1952 646 2234 699">保険金をお支払いする場合</th> <th data-bbox="2234 646 2516 699">お支払いする保険金</th> <th data-bbox="2516 646 2875 699">保険金をお支払いできない主な場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1855 699 1952 863"> <p>全項目 共通</p> </td> <td data-bbox="1952 699 2234 863"></td> <td data-bbox="2234 699 2516 863"></td> <td data-bbox="2516 699 2875 863"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 863 1952 940"> <p>傷害共通</p> </td> <td data-bbox="1952 863 2234 940"> <p>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</p> </td> <td data-bbox="2234 863 2516 940"></td> <td data-bbox="2516 863 2875 940"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 940 1952 1079"> <p>入院</p> </td> <td data-bbox="1952 940 2234 1079"> <p>傷害により、入院した場合</p> </td> <td data-bbox="2234 940 2516 1079"> <p>入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ</p> </td> <td data-bbox="2516 940 2875 1079"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1079 1952 1213"> <p>手術</p> </td> <td data-bbox="1952 1079 2234 1213"> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度</p> </td> <td data-bbox="2234 1079 2516 1213"> <p>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額</p> </td> <td data-bbox="2516 1079 2875 1213"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1213 1952 1291"> <p>通院</p> </td> <td data-bbox="1952 1213 2234 1291"> <p>傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合</p> </td> <td data-bbox="2234 1213 2516 1291"> <p>通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</p> </td> <td data-bbox="2516 1213 2875 1291"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1291 1952 2001"> <p>賠償責任 (注1)</p> </td> <td data-bbox="1952 1291 2234 2001"> <p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故</p> </td> <td data-bbox="2234 1291 2516 2001"> <p>被害者に支払うべき損害賠償金の額 (一事故について賠償責任保険金額が限度) (注2) *国内示談交渉サービス付(注3)</p> </td> <td data-bbox="2516 1291 2875 2001"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●仕事上の事故</li> <li>●同居の親族に対する賠償責任</li> <li>●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </td> </tr> </tbody> </table>			補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	<p>全項目 共通</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>傷害共通</p>	<p>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> </ul>	<p>入院</p>	<p>傷害により、入院した場合</p>	<p>入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> </ul>	<p>手術</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度</p>	<p>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>通院</p>	<p>傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合</p>	<p>通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</p>		<p>賠償責任 (注1)</p>	<p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故</p>	<p>被害者に支払うべき損害賠償金の額 (一事故について賠償責任保険金額が限度) (注2) *国内示談交渉サービス付(注3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●仕事上の事故</li> <li>●同居の親族に対する賠償責任</li> <li>●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合																												
<p>全項目 共通</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																												
<p>傷害共通</p>	<p>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> </ul>																												
<p>入院</p>	<p>傷害により、入院した場合</p>	<p>入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> </ul>																												
<p>手術</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度</p>	<p>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																												
<p>通院</p>	<p>傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受けた場合</p>	<p>通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</p>																													
<p>賠償責任 (注1)</p>	<p>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故</p>	<p>被害者に支払うべき損害賠償金の額 (一事故について賠償責任保険金額が限度) (注2) *国内示談交渉サービス付(注3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●仕事上の事故</li> <li>●同居の親族に対する賠償責任</li> <li>●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>																												

保険金のお支払い  
(続き)

- (注) 告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。
- (注1) 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (注2) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (注3) 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
  - 保険金のお支払いは、保険期間中(令和7年8月1日～令和7年12月31日)に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
  - 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
  - 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
  - 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
  - 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等を含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限りです。)
  - 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
  - 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
  - 保険金受取人は被保険者本人となります。

重大事由による解除について

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

代理請求制度について

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族  
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

事故が発生したときは、事故の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

取扱代理店 **明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部**  
TEL. 03-5289-7590  
**株式会社CTV埼玉**  
TEL. 048-822-3320

引受損害保険会社 **明治安田損害保険株式会社**

MYG-A-24-傷-984

# 損保の取扱いについて

## 傷害補償制度

### 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から

3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

## 傷害補償制度

### <契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

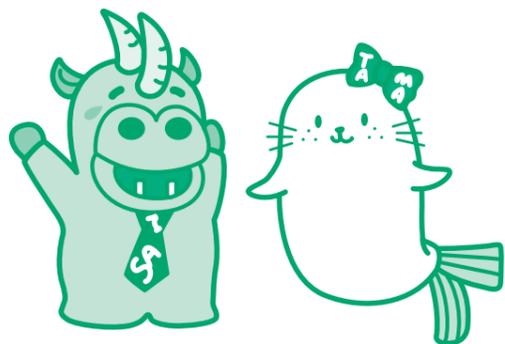
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

（※）明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

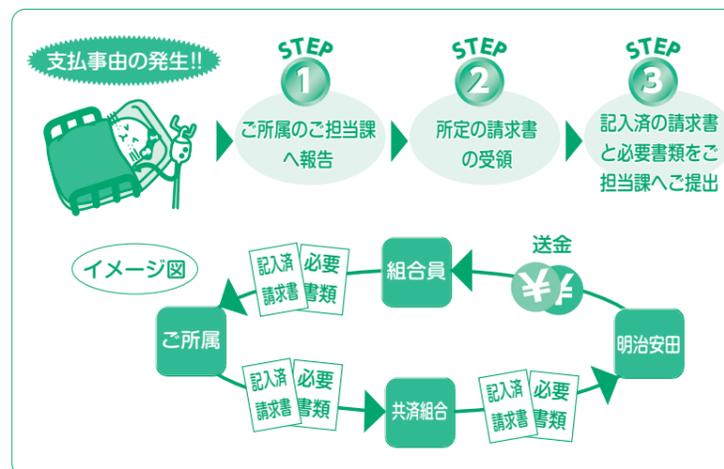
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。



# ご請求の流れについて

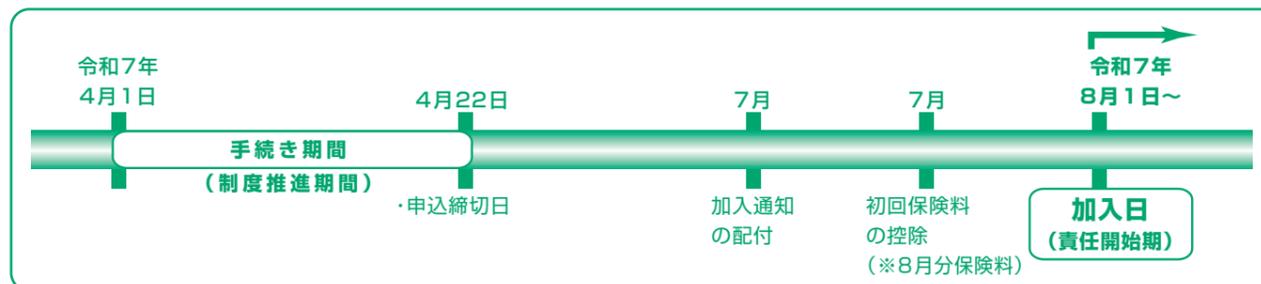
## 1. ご請求の流れ



入院給付金等の請求については、治療状況報告書、領収書コピー等で対応可能な場合があります！

※取扱条件を満たしていない場合は診断書の原本が必要となります。  
※上記以外の書類等が必要となる場合があります。

## 年間のスケジュール



### 個人情報に関する取扱いについて

#### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## お問い合わせ先

埼玉県市町村職員共済組合  
福祉課  
TEL 048-822-3305  
FAX 048-831-5867

明治安田生命保険相互会社  
公法人第三部法人営業第二部  
TEL 03-5289-7590  
FAX 03-3257-7431

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

7Lプラン（半年払保険料併用特約付年金払特約付子ども特約付新・団体定期保険）

医療費支援制度（家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険）

7Lプランサポート（年金払特約付新・団体定期保険）

入院援助金（家族特約付短期入院特約付医療保障保険（団体型））

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
7Lプラン	P1	P15	P1	P16
7Lプランサポート	P8		P6	
医療費支援制度	P10	P18	P9	P18
入院援助金	P12	P23	P11	P23

### ③ 配当金

7Lプラン、7Lプランサポート、入院援助金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

医療費支援制度は、配当金はありません。

### ④ 脱退による返戻金

7Lプラン、7Lプランサポート、医療費支援制度、入院援助金は、脱退（解約）による返戻金はありません。

### ⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日\*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

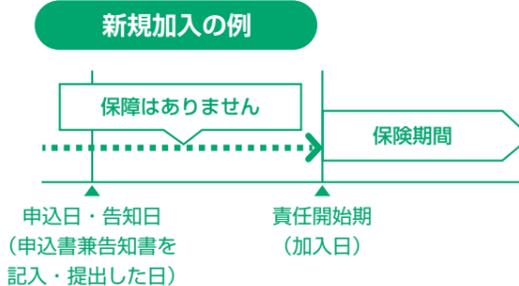
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期（加入日\*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日\*）といえます。次の図のとおり、責任開始期（加入日\*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

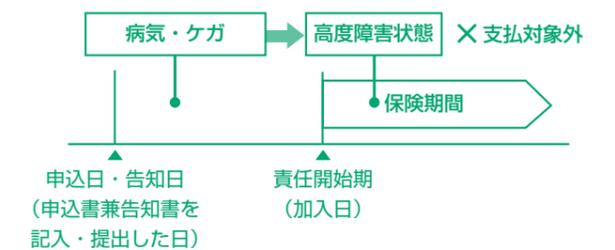


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日\*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日\*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

7Lプラン P16、  
7Lプランサポート P16、  
医療費支援制度 P20、  
入院援助金 P24

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
公法人第三部法人営業第二部  
ご照会窓口 03-5289-7590  
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

## 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 医療費支援制度については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

傷害補償制度(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
傷害補償制度	P14	P26	P13	P26、P27

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

### ③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

### ④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

## ⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

### ② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

#### 職業・職務について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務については十分ご注意ください。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

#### ■ 職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

次ページへ



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.